

京都工芸繊維大学学友会規約

第1章 規則

(名称)

第1条 京都工芸繊維大学学友会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の自治により、会員の文化・体育活動の育成と学生生活全般の発展向上をはかることを目的とする。

第2章 会員およびその権利と義務

(会員)

第3条 会員は京都工芸繊維大学に所属する学部生とする。

(会員の権利と義務)

第4条 会員は以下の権利及び義務を有する。

1. 本会所属団体に加入する権利
2. 本会の催す諸活動行事に参加する権利
3. 本会会費を納入する義務
4. その他本会規約に規定された権利、義務

第3章 所属団体

(所属団体)

第5条 本会の所属団体は、京都工芸繊維大学学生課外活動団体要項第2項に定める学生団体とする。

第4章 機関

(本会の構成)

第6条 本会には下記の機関を置く。

1. 学友会中央委員会
2. 松ヶ崎祭実行委員会
3. 体育会
4. 文化団体連盟

(学友会中央委員会)

第7条 学友会運営に必要な諸案の審議のために、学友会中央委員会をおく。

1. 学友会中央委員会は第15条に定める役員、体育会長、文連委員長で構成される。
2. 学友会中央委員会の意思決定は構成員の過半数を以って成立する。
3. 学友会中央委員会は学友会長によって招集され、議長を務める。

(学友会中央委員会の職務)

第 8 条 学友会中央委員会において下記の項を議決する。

1. 本会運営上の基本事項
2. 学友会費の分配配分案
3. 学友会諸規約の改訂案
4. 課外活動団体の統率
5. その他学友会中央委員会が必要と認めた事項

(学友会中央委員会の委員長)

第 9 条 委員長は学友会長が務める。

(学友会会議)

第 10 条 学友会会議による決議を学友会の最高意思の決定とする。

1. 学友会会議は学友会中央委員会役員、体育会員、文連委員を構成員とする。
2. 学友会会議の意思決定は構成員総数の過半数を以って議決する。委任状は出席者の 1/4 を超えてはならない。
3. 学友会会議の議長は学友会長が務める。

(学友会会議の職務)

第 11 条 学友会会議は下記の項を議決する。

1. 学友会役員の任免
2. 学友会予算案、決算案の承認
3. 学友会諸規約改定案の承認

(松ヶ崎祭実行委員会)

第 12 条 松ヶ崎祭実行委員会規約は別にこれを定める。

(体育会)

第 13 条 体育会規約は別にこれを定める。

(文化団体連盟)

第 14 条 文化団体連盟規約は別にこれを定める。

第5章 役員

(役員)

第15条 学友会中央委員会に下記の役員を置く。これらの役員は次条により選任する。

1. 会長1名、会長は学友会を代表し学友会中央委員会を運営する。
2. 副会長1名、副会長は会長の補佐をする。
3. 会計監査1名、会計監査は会計の総括を行う。
4. 会計1名、会計は学友会費の管理を行う。
5. その他必要に応じて役員を置く。

(学友会長の選任)

第16条 学友会長は学友会中央委員会に1年以上所属している学友会員から学友会議にて承認し決定する。

(学友会中央委員会役員の選任)

第17条 学友会中央委員会役員は学友会議にて承認し、決定する。任期中に役員に欠員が生じた場合は、会長または第19条に定める会長の代行者が新たな役員を会員から指名する。

(学友会中央委員会役員の解任)

第18条 学友会は、その役員の責務等重要性に鑑み、役員のうち次の事由を確認した場合は、学友会会議での議決承認を経て、当該役員を解任しなければならない。

1. 選任された役員が、第15条に定める事項、又は、学友会役員としての責務を果たさない場合
2. 学友会運営に関し支障をきたすことを確認した場合、又は、すべき責務を不作為含め果たさないことを確認した場合

(学友会中央委員会役員の任期)

第19条 第15条の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 役員の任期は4月1日から開始するものとし、任期の開始から15日以内に交代を完了するものとする。
2. 欠員補充の役員任期は前任者の後任期間とする。
3. 役員の辞職は学友会中央委員会の承認を得るものとする。

(役員の代行)

第20条 会長に事故、病気、その他の理由により職務を遂行できない場合は、副会長がその職務を代行する。

1. 会長及び副会長がいずれも職務を遂行できない場合、学友会中央委員会は臨時にその職務を代行する者（以下「代行者」という）を選出する。
2. 代行者の選出は、学友会中央委員会において出席者の過半数の賛成をもって決定するものとする。
3. 代行者は、新たな会長または副会長が選任されるまで、または現職の会長または副会長が職務を再開するまで、その職務を行うものとする。

第6章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。

(会費)

第22条 会費は10,000円とし、入学時に入学料とともに納入するものとする。ただし、本会が特に認めた場合は、随時納入することができる。また、会費は本会に所属する団体に賦課することを目的とした学友会の口座にて管理される。

(会計経理)

第23条 学友会費分配基準は別にこれを定める。

附則（平成25年4月1日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年10月31日）

この規約は、平成26年10月31日から施行する。

附則（平成26年1月30日）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月17日）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月29日）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和7年1月22日）

この規約は、令和7年4月1日から施行する。